

令和8年8月6日

設計図書等(参考資料を含む)の質問に対する回答書

◇ 業 務 番 号 : 8壱市第627号

◇ 業 務 名 : 戸籍システム機器賃貸借

壱岐市長 篠原 一生 印



上記委託業務に対する質問について、回答いたします。

番号	質 問 事 項	回 答
1	<仕様書第8項 特約事項について> 過去、貴市において予算の削減を理由に賃貸借期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。	市民福祉課で確認したところ、お尋ねの事例はありません。
2	<仕様書第9項 物件の引取りについて> ①設置場所は「壱岐市役所」と記載されているが、物件の設置場所は本庁舎(郷ノ浦庁舎)一箇所という認識で良いでしょうか。 ②物件の設置場所が複数となる場合、賃貸借契約満了後(再リース含む)、落札者が物件を引き取る際は、設置場所(本庁舎や支所)ごとに集約保管してある物件を回収するという認識で良いでしょうか。	①設置場所は、郷ノ浦庁舎のほか、勝本・芦辺・石田庁舎内の各支所と湯本・瀬戸・箱崎地区公民館内の各事務所との7箇所になります。 ②ご認識のとおりです。
3	<仕様書第9項 動産総合保険について> 動産総合保険は、一般的な内容(期間経過に伴い補償限度額は逡減、地震や噴火に起因する損害は補償対象外)で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	<仕様書第9項 データ消去について> 賃貸物件に含まれるハードディスクの	ご認識のとおりです。

	データ消去は貴市が貴市の負担で行い、落札者はあくまで貴市がハードディスクを物理破壊することを承諾すれば良い、という認識でよいでしょうか。	
5	<入札保証金について> 公告及び仕様書に入札保証金に関する定めが確認できませんでしたが、本入札は入札保証金の納付は不要という認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	<契約書について> 契約書が落札者所定の契約書を使用してよいでしょうか。貴市指定の契約書を指定する場合、事前に契約書案を開示願います。	当市指定の様式での締結が最良ですが、指定の様式でない場合も契約締結をしています。
7	<納入義務について> 本件は、貴市が物件売渡業者を指定しているため、落札者は物件の納入義務や契約不適合責任など物件や納入に関する責任は一切負わず、当該内容については、貴市と物件売渡業者様の間で直接解決するという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。

(担当課名: 市民福祉課)